

第九回「新しい資本主義実現会議」コメント

1. 今までの経済政策の実行計画では無かった特長 ⇒ 「インパクト」

3. 民間も公的役割を担う社会を実現 p.3

社会全体で課題解決を進めるためには、課題解決への貢献が報われるよう、市場のルールや法制度を見直すことにより、貢献の大きな企業に資金や人が集まる流れを誘因し、民間が主体的に課題解決に取り組める社会を目指す必要がある。

こうした観点から、従来の「リスク」、「リターン」に加えて「インパクト」を測定し、「課題解決」を資本主義におけるもう一つの評価尺度としていく必要がある。

4. インパクト投資の推進 p.26

社会的起業家への投資、官民ファンド等によるインパクト投資（経済的利益の獲得のみでなく社会的課題の解決を目指した投資）を推進する。

5. グローバルヘルス（国際保健） p.34

グローバルヘルス（国際保健、ユニバーサルヘルスカバレッジ）分野への民間資金の呼び込みに向けて、健康投資・栄養対策等の取組事例の普及や投資インパクトの可視化を行う

⇒「新しい資本主義」は、新しい時代において取り残さない包摂性ある資本主義

⇒これで世界をリードするという意気を、8月の TICAD など世界の舞台上で示していただきたい。

2. 新たな法人形態として民間の社会的活動の財源 and スタートアップを支えるエコシステムのストックづくり

⑨社会的課題を解決するスタートアップの環境整備として法人形態の在り方の検討 p.17

若い世代は、スタートアップの創業を検討する際、環境問題や子育て問題等の社会的課題の解決を目的にすることが多くなってきている。いわゆる社会的起業家の創業をサポートする観点から、民間で公的役割を担う新たな法人形態の創設を検討

1. 民間で公的役割を担う新たな法人形態・既存の法人形態の改革の検討 p.25

新たな官民連携の形として、このような新たな法制度の必要性の有無について検討することとし、新しい資本主義実現会議に検討の場を設ける。あわせて、民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する。

第九回「新しい資本主義実現会議」コメント

➡米「5%ペイアウトルール」を参考にした「ソーシャル・インベストメント・コーポレーション」(仮称)の検討をフォローアップでお願いしたい。(第6回 資料7をご参照)

➡上記を、休眠預金のより有効的な活用、日銀が保有するETFの出口戦略としても活用できるかを検討。

3. 新しいお金の流れをつくるには、新しい担い手の育成も重要 (人への投資)

③個人金融資産及びGPIF等の長期運用資金のベンチャー投資への循環 p16

2,000兆円に及ぶ日本の個人金融資産がスタートアップの育成に循環するとともに、GPIF等の長期運用資金が、ベンチャー投資やインフラ整備等に循環する流れを構築する。起業家の起業をサポートする観点から、民間で公的役割を担う新たな法人形態の創設を検討

➡公的資金がベンチャー投資のスタートアップ(1号ファンド)にも出資できるガイドラインの検討をお願いしたい。

4. 資産所得倍増を達成するためには、全国民が使いやすい制度設計を優先

(3)貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定 P11

個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的な拡充を図る

iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。

➡最も使いやすい「つみたてNISA」の恒久化・未成年解禁で、子供世代を含む全国民が参加できる制度拡充の検討を優先していただきたい。

第九回「新しい資本主義実現会議」コメント

5. 「社会」の非財務的価値の情報開示のグローバル基準づくりに参画。

(6) 人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備 p11

「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革を進め、新しい資本主義が目指す成長と分配の好循環を生み出すためには、**人的資本をはじめとする非財務情報を見える化し、株主との意思疎通を強化**していくことが必要である。

本年内に、金融商品取引法上の有価証券報告書において、人材育成方針や社内環境整備方針、これらを表現する指標や目標の記載を求める等、非財務情報の開示強化を進める。

➡ 人的資本をはじめとする「社会」の非財務的価値の情報開示の基準について、様々な国内外のステークホルダー対話の場を官民が連携して設けていただきたい。